

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 東京都安全安心まちづくり条例第二十八条の規定により知事が定めるもの……（青少年・治安対策本部総合対策部安全・安心まちづくり課）…一
- 行政不服審査法による公示送達……（総務局総務部法務課）…一
- 都民の日に利用料、利用料金及び使用料を免除する都の施設の指定……（生活文化局文化振興部文化事業課）…一
- 建築基準法による道路位置の指定……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局多摩環境事務所環境改善課）…二
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……（建設局道路管理部監察指導課）…三
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…五
- 国土調査の成果の認証（三件）……（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…六
- 都市計画事業の施行……（建設局公園緑地部計画課）…六
- 都市計画事業の事業計画の変更……（同）…六

## 告示

### ●東京都告示第千三百十号

東京都安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例（平成二十七年東京都条例第九十八号）による改正後の東京都安全安心まちづくり条例（平成十五年東京都条例第十四号）第二十八条第一項の規定により地域の安全安心を脅かすものとして知事が定めるものは、次のとおりとする。

平成二十七年八月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十六条の六の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が製造等を広域的に禁止する物品

附 則

この告示は、平成二十七年九月一日から施行する。

### ●東京都告示第千三百十一号

行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十八条において準用する第四十二条第二項及び第三項の規定に基づき、左記のとおり公示送達する。

平成二十七年八月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

### 記

- 一 送達を受けるべき者の住所及び氏名  
異議申立て時の住所 東京都三鷹市井の頭三丁目十七番十八号  
現住所 不明

異議申立人 松井 朝子  
二 公示事項

異議申立人が、平成二十七年五月七日に当庁に提起した異議申立てについて、当庁は、平成二十七年七月十七日付で決定をしたが、異議申立人の所在が不明のため、同人に決定書の謄本を送付できない。よって、右決定書の謄本は、当庁（総務局総務部法務課）において保管し、いつでもこれを交付するから、異議申立人は当庁に出頭の上受領されたい。

### ●東京都告示第千三百十二号

都民の日条例（昭和二十七年東京都条例第七十五号）第四条の規定に基づき、平成二十七年都民の日に利用料、利用料金及び使用料（定期入場券を除く。）を免除する都の施設を次のように指定する。

平成二十七年八月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 利用料を免除する施設  
東京港野鳥公園
- 二 利用料金（一）から（九）までは、東京都立公園条例施行規則（昭和三十三年東京都規則第三十七号。以下「規則」という。）別表第六 三の項に規定する入場料に限る。）を免除する施設  
（一） 浜離宮恩賜庭園  
（二） 旧芝離宮恩賜庭園  
（三） 小石川後樂園  
（四） 六義園  
（五） 旧岩崎邸庭園

- (六) 向島百花園
- (七) 清澄庭園
- (八) 旧古河庭園
- (九) 殿ヶ谷戸庭園
- (十) 東京都江戸東京博物館本館(常設展)
- (十一) 東京都江戸東京博物館分館江戸東京たてもの園
- (十二) 東京都現代美術館(常設展)
- (十三) 使用料(一)から(六)までは、規則別表第五 二の部(二)の項から(五)の項までに規定する入場料に限る。(一)を免除する施設

- (一) 神代植物公園
- (二) 多摩動物公園
- (三) 恩賜上野動物園
- (四) 葛西臨海水族園
- (五) 井の頭自然文化園
- (六) 夢の島熱帯植物館
- (七) 東京都八王子労政会館(体育室)

●東京都告示第千三百十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年八月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年八月十日	小金井市緑町三丁目三百八十二番一及び同番三の各一部、同番四、同番七、三百八十三番二十九の一部並びに同番三十	延長 二四・〇八 幅員 四・五〇

●東京都告示第千三百十四号

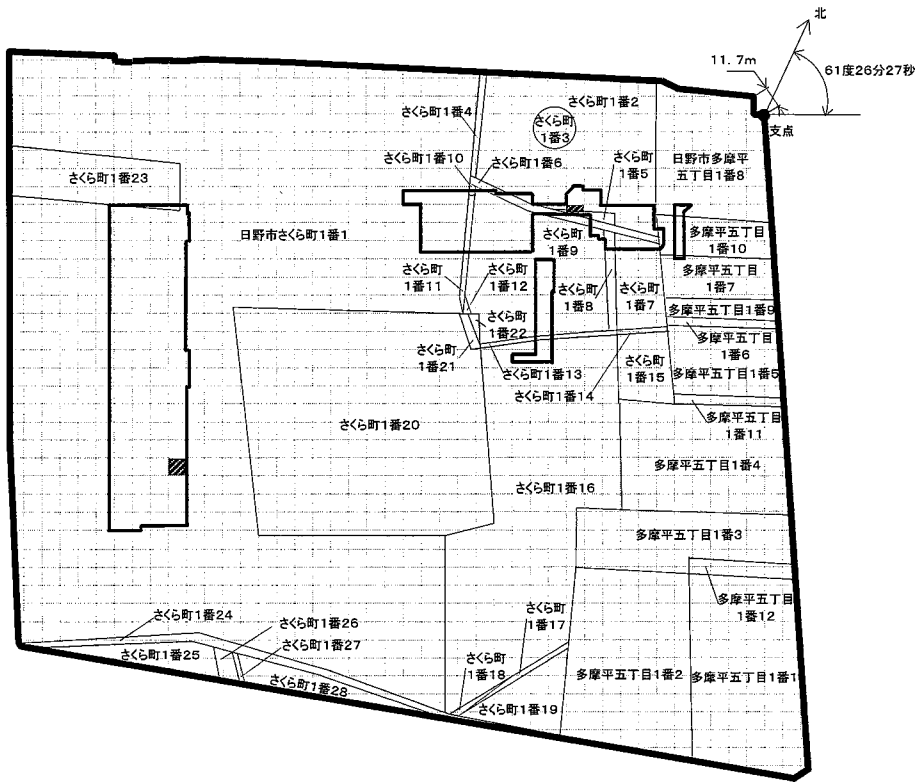
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年八月二十六日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(日野市さくら町地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



■凡例

- ..... : 単位区画
- : 筆境界
- : 調査対象地
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

■支点

支点は、日野市多摩平五丁目1番8の最北端から南東へ筆境界に沿って11.7m進んだ地点とする。

■格子の回転角度 (61度26分27秒)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成二十七年八月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 路線名 都道本郷赤羽線

二 指定する区間 北区上十条三丁目二番五地先から同区上十条四丁目十三番六十一地先まで

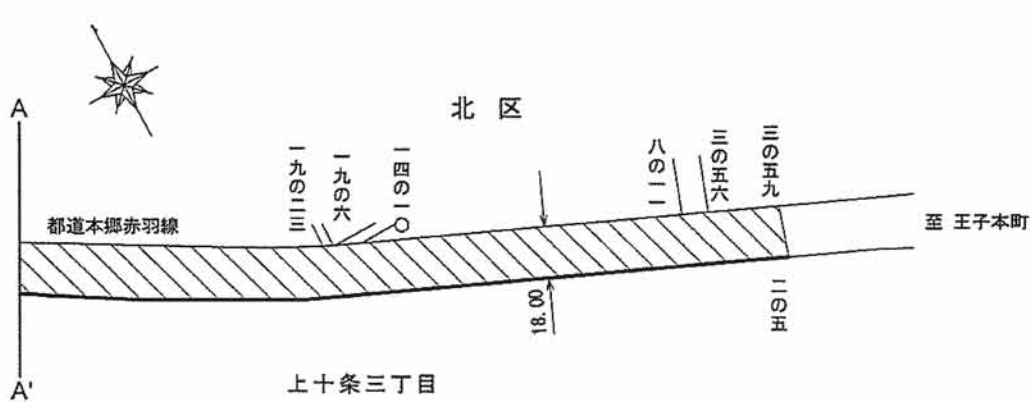
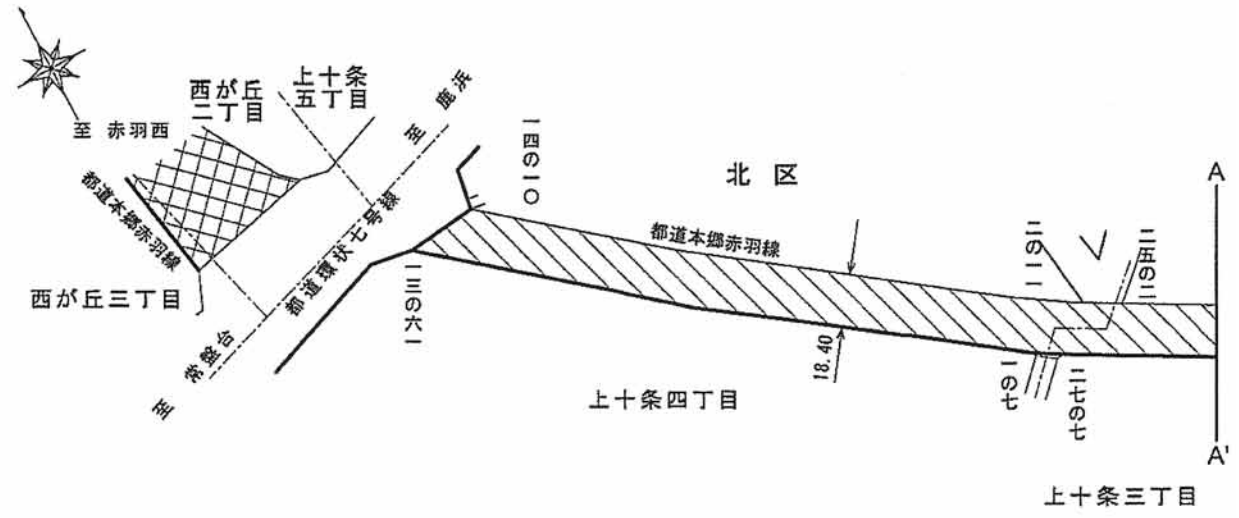
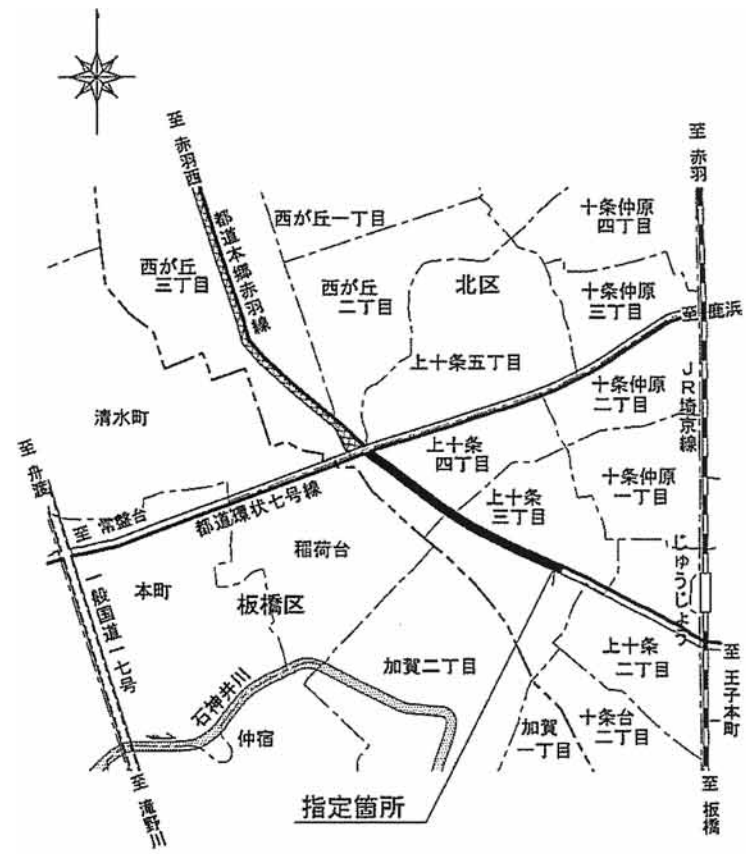
三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
都道本郷赤羽線

北区上十条三丁目～上十条四丁目

- 一般国道
- 都道
- 特別区道
- 指定区間
- 延長 五四二・二二メートル
- 既指定区間
- (電線共同溝予定名称 本郷赤羽・七号)



公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年八月二十六日 東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年七月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人防災標識ネットワーク
- 三 代表者の氏名  
廣邊 裕二
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都品川区南大井六丁目四番二十二号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、大きな自然災害が起こりうる我が国において、災害発生時に市民を安全に避難誘導するための整備事業を行い、市民の身体及び生命の安全の確保に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)
- 一 申請のあった年月日

- 平成二十七年七月十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会
- 三 代表者の氏名  
田中 英夫

- 四 主たる事務所の所在地  
東京都中央区築地五丁目一番一号 国立がん研究センター内
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、広く国民に対して、がん登録によるがん罹患、死亡、生存率等の情報を提供するとともに、公開セミナーや学術セミナー、調査及び研究、がん登録に関するがん登録事業の充実・発展を支援する事業を通して、国民の保健、医療、療養の増進と、わが国のがん対策の推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年七月十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会
- 三 代表者の氏名  
古市 徹
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都港区高輪三丁目二十三番十四号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、国民に対して、最終処分場技術システム

の研究及び普及啓発に関する事業を行い、地域環境の保全、国民生活の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年七月十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人みんなのセンターおむすび
- 三 代表者の氏名  
加藤 勉

- 四 主たる事務所の所在地  
東京都板橋区仲宿四十五番六号 K Tビル
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民・行政・企業・大学など地域社会の多様な主体との連携、協働により、防災対策や環境問題など地域社会の課題について創造的、改善指向型の事業推進を行うとともに、障がい者等の社会参加、社会貢献を具体化し、地域福祉やまちづくりに寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年七月十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人フードコミュニティ目黒
- 三 代表者の氏名  
渥美 昭美
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都目黒区中央町二丁目三十二番五号 スマイルP

ラザ中央町

五 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者を対象に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」による新たな需要の対応として自立と社会参加の推進を踏まえ知的障害の人達のための就職支援、地域生活支援、自立支援などに関する事業を行い、もって知的障害のある方々の福祉の増進に寄与する事を目的とする。（以上原文のまま掲載）

国土調査の成果の認証について

町田市における国土調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年八月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 調査を行った者 町田市  
の名称

二 調査を行った期 平成二十二年八月から平成二十二年  
十二月まで

三 成果の名称 町田市（大蔵町の一部）の地籍図及  
び地籍簿

四 調査を行った地 町田市大蔵町地内  
域

五 認証年月日 平成二十七年八月十七日

国土調査の成果の認証について

あきる野市における国土調査の成果を、国土調査法（昭

和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年八月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 調査を行った者 あきる野市  
の名称

二 調査を行った期 平成二十四年八月から平成二十五年  
三月まで

三 成果の名称 あきる野市（引田の一部）の地籍図  
及び地籍簿

四 調査を行った地 あきる野市引田地内  
域

五 認証年月日 平成二十七年八月十七日

国土調査の成果の認証について

羽村市における国土調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年八月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 調査を行った者 羽村市  
の名称

二 調査を行った期 平成二十五年九月

三 成果の名称 羽村市（双葉町二丁目及び三丁目の  
各一部）の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地 羽村市双葉町二丁目及び三丁目の各  
域 地内

五 認証年月日 平成二十七年八月十七日

都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年八月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画事業の  
種類及び名称

二 施行者の名称 東京都

三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在 別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称 事業地の所在 備考

町田市相原町字 平成二十七年三月十  
段木入及び字牛 三日付関東地方整備  
戸緑地 田地内 局告示第百号

立川都市計画公 武蔵村山市本町 平成二十七年三月十  
園事業第九・六 五丁目、本町六 三日付関東地方整備  
・二号及び福生 丁目、三ツ木三 局告示第百一号  
都市計画公園事 丁目及び三ツ木  
業第九・六・一 五丁目並びに西  
号野山北・六道 多摩郡瑞穂町大  
山公園 字石畑字夕日台、  
字狭山嶺、大字  
箱根ヶ崎字浅間  
谷、大字高根字  
田ノ入及び字田  
尻地内

都市計画公園事業の事業計画の変更について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規

定により、次のとおり公告する。

平成二十七年八月二十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画事業の 別表のとおり 種類及び名称

二 施行者の名称 東京都

三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在 別表のとおり

別表

都市計画事業の 種類及び名称 事業地の所在 備考

平成五年建設省 告示第四十六号 江戸川区西篠崎 平成二十七年三月二

東京都計画公 園事業第九・六 四丁目、篠崎町 十六日付関東地方整

・一号篠崎公園 八丁目及び谷河 備局告示第三百三十八

昭和三十五年建 調布市深大寺元 平成二十七年三月二

設省告示第千三 町五丁目及び深 十六日付関東地方整

百五十三号調布 大寺北町二丁目 備局告示第三百三十九

都市計画公園事 業第八・八・一 号神代公園 地内 号

平成二十一年関 町田市相原町字 平成二十七年三月二

東地方整備局告 大地沢、字段木 十六日付関東地方整

示第二百八十一 入及び字牛田地 備局告示第四百十号

号町田市計画 緑地事業第二号 内

大戸緑地

昭和三十二年建 武蔵村山市本町 平成二十七年三月二

設省告示第千八 三丁目、本町五 十六日付関東地方整

百七十七号立川 丁目、本町六丁 備局告示第四百十一

都市計画公園事 業第九・六・二 目、三ツ木三丁 号

号及び福生都市 目、三ツ木四丁

計画公園事業第 目、岸二丁目、

九・六・一号野 岸三丁目、岸四 園 山北・六道山公 丁目及び岸五丁

目並びに西多摩 郡瑞穂町大字殿

ヶ谷字宮前、字 山際、字滝田谷

津、字尾引山、 字尾引添、字日

野出、字宮野入、 大字石畑字狭山

谷、字夕日台、 字峰田、字狭山

嶺、大字箱根ヶ 崎字浅間谷、大

字駒形富士山字 富士山、字富士

山通り、大字高 根字高根下、字

山下、字打越、 字池ノ上、字北

狭山、字金堀沢 及び字田ノ入地

内

昭和三十七年建 武蔵野市桜堤三 平成二十七年三月二

設省告示第千四 丁目並びに小金 十六日付関東地方整

百七十一号武蔵 井市関野町一丁 備局告示第四百十二

野都市計画公園 事業第九・五・ 目及び桜町三丁

一、小金井都 目並びに小平市

市計画公園事業 花小金井南町三 丁目並びに西東

第九・六・二号、 京市向台町六丁

小平都市計画公 園事業第九・六 目地内

・一号及び西東

京都市計画公園 事業第九・四・ 一号小金井公園

平成七年建設省 東大和市湖畔三 平成二十七年三月二

告示第千八百四 丁目地内 十六日付関東地方整

十七号立川都市

計画緑地事業第 五号東大和緑地 号

平成二年建設省 日野市程久保六 平成二十七年三月二

告示第千九百三 丁目地内 十六日付関東地方整

号日野都市計画 公園事業第八・ 備局告示第四百十四

六・一号七生公 園

平成三年建設省 多摩市連光寺三 平成二十七年三月二

告示第千八百三 丁目及び連光寺 十六日付関東地方整

十六号多摩都市 五丁目地内 備局告示第四百十五

計画公園事業第 九・六・一号桜 号

ヶ丘公園

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号

郵便番号  
 113-0001